

連続講座 第2回「憲法を楽しく学ぼう」  
「日本国憲法と遊ぼう」PART 2

2010年6月11日

3月の講座に引き続き講師中村裕二さんを迎え、第2回「憲法講座」が狛江市民センターで行われた。司会の絹山達也さんから中村裕二さんは弁護士で、現在、町田市の「未来市民法律事務所」所長、狛江市教育委員で、元和泉小学校PTA会長もなさっているとのご紹介があった。出席者が20人のみだったのは、みんなで「楽しく憲法を学んだ」のに、もったいない感じであった。結構広く呼びかけたのだが、「憲法」の二文字が硬い印象を与えたのかもしれない。

<雪峰さんの短歌>

中村さんは、先ず、前回の特選に入った雪峰さんの短歌「憲法を我に重ねて学ぶとき 戦死の父に深く寄り添う」に触れた。雪峰、実は原田一行さんからこのうたに関して手紙を受け取り感銘を新たにしたので、原田さんご自身にその背景を話していただくことになった。原田さんが1歳10ヶ月の時、お父さんが34才で戦病死され、その後再婚なさったお母さんの前ではお父さんの話は表立ってすることはなかった、しかし憲法を学ぶことにより父親の心情への思いが今になって一気に噴出したとのこと。戦争の理不尽さに、会場はしばし、しんみりとしてしまった。

<狛江を憲法俳句、短歌発祥の地に？>

第2回の投稿作品は前回よりグレードアップされているというのが中村さんの感想だった。憲法をはじめあらゆる法律は我々の日常生活と密接に関わっており、日常生活に隠されている法律問題、たとえば街の看板屋さん（ペンキ屋

さん）が脚立を使って作業しているところを見て、そこにいくつの法律問題が発生しうるか考え学ぶことにより洞察力が養われるということだった。雪峰さんが人生体験から憲法をテーマとした短歌を詠まれたように、憲法を詠むことで憲法への洞察力が養われる。私自身の勉強にもなる。思想の自由、表現の自由はあるが、意見を発表するのは簡単なことではない。思想の発露としての意見の発表の機会を提供するためにも、今後もこの講座を続けて、絵手紙発祥の地である狛江を、〈憲法俳句・短歌発祥の地〉として発展するようにしてはどうか、と中村講師は大変熱心であった。憲法を中村さんの明快な解釈のもとに楽しく学ぶ我々にとってはありがたいご提案ではあった。



<投稿俳句、短歌>

今回投稿された俳句6句、短歌は15首の中から、中村さんが今回下記の一首を特選として選ばれた。

還暦を 過ぎた憲法 守れたか  
迎える古希は 考える脳  
(第100条など) 案山子

この短歌について、講師と会場の人たちとの活発なやりとりがあった。「憲法は60年以上護

られたが、迎える私は古希になった、憲法がこけるか私がこけるか」いや「憲法は護られ還暦を迎えたが、果たして古希を迎えるまで無事に護られるだろうか」の意だ、と解釈が分かれた。では真意は何処にあるのか、まとめ役の絹山さんから作者に確かめて戴くことになった。このような率直なやり取りがこの会の楽しいところだ。

#### <第2部 第九条について>

##### 第九条 戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

#### 第一項にある「正義と秩序」について

正義とは<具体的妥当性>であり、秩序とは<法的安定性>である。ソクラテスは国家権力を批判したことで毒杯を盛られたが「悪法も法なり」と言ってその毒杯をあおり自分の命を失う。法的安定性を優先した結果である。正義と秩序には矛盾が生じることがある。我々は日常生活においても具体的妥当性を優先するか、法的安定性を優先するかという問題に直面することがある。この九条では正にそれが問われている。イラクの紛争は正義だったのか秩序だったのか。国際社会は国同士で<公>のように見えるが、実際は無政府状態で、<民民>の関係にある。国連も条約がなければ成り立たない。国際社会における国際平和とは何か。国際社会を未熟な社会という前提で憲法九条をみると、どうなるか。

アメリカは国家警察のように権力を持ち、国際社会に刑罰的なものはない。国際連合も国際司法裁判所も契約や条約によって成立している。国連が米に逆らうと国連が維持できない。国際社会は立派そうに見えるが、昔、力の強い者、豪族が支配していた時代と同じ状態にある。

国には立派な国会、内閣、裁判所、警察組織、

財政、法律などがあり、秩序ある生活の安定が得られるが、国際社会は実は国際立法機能もない無秩序な世界だということだ。

#### 「自衛権」について

憲法では、国権の発動たる戦争、武力の行使を放棄する、と定められているが。自衛権はあると思うかとの中村さんの質問に、会場の大部分の方が「ある」と答えた。「自衛のため」という都合のよい解釈の元に、自衛隊、武力が現に存在するが、どこまでが戦力、武力かなどの活発な意見の交換が会場との間に繰り広げられた。では、「自衛権があるから自衛のための武力は持っても良い」ことになるのか、「自衛権がないから自衛軍も持たないということになる」のか今日は結論を出さない、と会場が盛り上がったところで時間となり、結論？は次回に持ち越されることになった。

以上、いろいろ考えさせられる問題提起もあり、出席者は皆、中村さんのお話を楽しみ、もちろん次回も出席したいということだった。

(鈴木真理子記)

今回投稿された俳句から2句ほど：

就活も 氷河期の 落ち葉かな

(第27条) 案山子

△ 27条は勤労の義務と権利の両方書いてある。社会権とも言う。今働きたい人がやり甲斐を持って働ける場を国は提供出来ているか？

戦争を 捨てて平和に 生きるボク

(第9条) 案山子

△ 戦争の放棄・自分の立ち位置を持つているとの評

私の「憲法短歌」も選ばれました！！  
—こまえ九条の会主催「日本国憲法と遊ぼう」（3月13日）に参加して—  
一 猫！江市和泉本町在住 原田一行

憲法を我に重ねて学ぶとき  
戦死の父に深く寄り添う

雪峯

たまにしか作らない自己流の短歌、外に投稿するのも初めての経験、なんとそれが選ばれてしまったのです。講師の中村先生ありがとうございます。そのお礼も込めて、この短歌に纏わる話を少しさせていただきます。

私は昭和19年2月生れ、生後約2ヶ月のとき、父は中国に召集されました。帰還を待つ母子の願いも虚しく、終戦後の昭和20年12月に武漢にて戦病死しました。34歳でした。母は私が4歳のとき伯父と再婚、その後妹達も出来て新しい家族が始まりました。母の再婚と新しい生活の中で、戦死した父のことは、表立って話題になることはありませんでした。

戦争を二度と起こしてはならないとの思いは、若いときからずっと持ち続けてきましたが、戦争放棄を内外に誓った日本国憲法が変質させられるかもしれないとの昨今の危機の下で、憲法の意義をしっかりと学び直す必要を感じました。

憲法の理念を頭の中だけでなく、自分の体験、自分の生き方との接点で、学ぼうとしました。さまざまな人々の戦争体験もこれまでになく積極的に知ろうとしました。

このような学びを通して、直接の戦争体験はなくとも、戦争がもたらした悲しみ・苦しみを背負いながら生きた両親を持ち、平和憲法の恩恵を受けて育った戦後第一世代としての自覚と責任を強く意識するようになりました。

そしてなによりの体験は、「戦死した父に深く寄り添う」ことが出来たということです。敗戦を知りながら、病床にあって日本に帰れぬ悔しさ、本国に残した母子の行く末を案じながら死んで行った父の心情に思いが至ったとき、涙がとどめなく流れてきました。顔も全然覚えていない父ですが、この歳になっての、父の死に対する初めての涙でした。封印してきた父への思いが一気に噴出したかのようなでした。

尚、短歌の作者名を「雪峯」としましたが、この名は父（「行雄」）の遺した日記の表紙に「心のまゝに 在京録 雪峯」とあったのでそれを使わせて貰いました。

今年も「平和フェスタ 2010」へ  
どうぞ ご参加を！

戦争を語りつぎ、二度と戦禍が起こらぬよう考えていこうという思いから、今年も狛江市と市民の実行委員会の共催で下記のように「平和フェスタ」が開催されます。（同封チラシ参照）

私たちの会は5年前より狛江市に共催をお願いし、他の団体・個人の皆さんと実行委員会を作って活動しています。

今年も一人でも多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催日：2010年8月22日（日） 午後1時30分～4時30分  
会場：エコルマホール（小田急線「狛江」駅前 小田急O×4階）

なお、別に「協賛金のお願い」のチラシを同封いたしました。その趣旨をお汲み取りいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。また、当日スタッフも募集しております。

## 5. 3 憲法集会に参加して

今年も憲法施行日は五月晴れとなり、憲法集会と銀座パレードにふさわしい日和となりました。私は昨年に続いて2度目の参加です。参加者4千5百人。日比谷公会堂に入りきれずに半数以上の方が外でオーロラビジョンを見る事になりました。さもありなんと、早めに行って整理券を得て、日比谷公園でお弁当を食べながら開会を待ちました。(狛江から30名余参加)

集会は主催者・高田健さんの当面する普天間基地問題などの憲法違反を許す訳にはいかないとの力強いあいさつから始まりました。

江戸文化研究者の田中優子さんは9条を生かすのは沖縄から米軍基地を無くす事、日本の再軍備を阻止する事、東アジア共同体をきちっとつくっていくことを挙げていました。江戸時代は独自の文化が開花した時代、その後は戦争の時代になったと指摘していました。

伊藤塾の伊藤真さんは、63年も憲法が守られていることにアフリカの若手官僚が驚いていた事、日本は米軍基地があることにより殺す側にたっていると指摘、基地被害は20万7千件、1084人が死んでいると実態を告発しました。



講演中の田中優子さん

女優の市原悦子さんは、空襲でチリジリになり一人焼けた家に戻ってきたちいちゃんが家族を待ちながら死んでいった「ちいちゃんのかげおくり」を朗読、思わず涙しました。「自分は千葉の疎開先にいたが、戦争によって幼い命が奪われていったことを忘れないで」と呼びかけていました。

社民党の福島瑞穂さんは、普天間基地はテニアンに。最大の抑止力は9条ですと訴えました。

共産党の市田忠義さんは国連決議があれば海外派兵する危険性がある、普天間基地は返還を、際限のない移設探しは止めようと指摘しました。

その後、9の字うちわや思いを込めたプラカード・ゼッケン、横断幕を掲げて銀座をパレードしました。今回は参加した市民グループに鳴り物がなく、いささか寂しい思いをしました。次回は自分たちで用意をしていきたいものです。

(西尾真人記)

### いかに憲法！輝け9条！歩みつづけて10年 2010年5・3憲法集会アピール

2001年の5月3日、5.3憲法集会実行委員会が初めて共同の集会を開いてから、今年は10回目の記念すべき日に当たります。

小泉純一郎政権、安倍晋三政権の改憲暴走に抗して、…「憲法改悪は許さない」の一点で共同した運動を作りだし…てきました。昨年の総選挙で、9条を目の敵にして明文改憲を策動した自公連立政権はとうとう倒れました。ひきつづき改憲を呼号している自民党は四分五裂のありさまで。情勢は新たな段階に入りました。

今年の日米安保改定から50年の年です。目下、焦眉の課題となっている沖縄の普天間基地の撤去をはじめ、米軍再編を伴う日米軍事一体化など憲法9条に関わる大きな問題が存在しています。沖縄県民は島ぐるみで基地のたらい回しに反対

しています。私たちはこれ以上、沖縄に犠牲を強いることは断じて容認できません。もう戦争のための軍事基地はいりません。…

また今年改憲手続き法の3年間の「凍結機関」が切れる年であり、…改憲につながる憲法審査会の始動をめざす声が聞こえてきます。武器輸出三原則や非核三原則を骨抜きにするような動きとあわせて、集団的自衛権行使の容認や海外派兵恒久法などのさまざまな解釈改憲の動きもひきつづき存在します。私たちは気をゆるめるわけにはいきません。

5.3憲法集会の10年の歩みは、団結は力、継続は力であることを明確に示しております。…あらためて、いっそう大きく共同行動を発展させることを決意するものです。